

総務文教常任委員会資料

平成27年12月2日（水）

協働部防災課

防災行政無線整備の進捗と今後の予定について

1. 全体スケジュール（進捗と予定）

| | |
|---------|----------------------------|
| 平成27年5月 | 入札 |
| 6月 | 議会承認・契約 |
| 7～10月 | 現地調査、電波伝搬調査、仕様確認、予備免許申請手続等 |
| 11月 | 固定局の整備開始（～平成28年3月頃） |
| 平成28年1月 | 戸別受信機配布・設置開始（～平成29年3月） |
| 3月頃 | 落成検査・本免許（予定） |
| 4月 | 試験放送開始 |
| 平成29年4月 | 本運用開始 |

2. 戸別受信機の配布・設置

(1) 配布・設置先

一般家庭（全世帯）、地区施設（公民館・消防器具庫等）、
公共施設（学校等を含む。）、医療・福祉施設、希望事業所・店舗等

(2) 使用者の費用負担

無料（設置費用、機器使用料、通信料とも）

*電気代（家庭用電源使用）と電池交換費用は使用者で負担いただきます。

(3) 設置期間

平成28年1月～平成29年3月

＝設置開始予定時期＝

平成28年1月～ 社1～5区、ひろのが丘、藤田南、嬉野台団地、大学山国、山国

平成28年4月～ 社地域（上記10地区を除く。）

平成28年7月～ 滝野地域

平成28年10月～東条地域

(4) 戸別受信機設置までの流れ

①案内チラシ兼工事連絡票（*送付用ハガキ）の配布【市⇒住民】

*設置を開始する地区へ配布

②工事連絡票の送付【住民⇒請負業者】

③工事（設置）日程の連絡・調整【請負業者⇒住民】

④受信機の設置【請負業者⇒住民】

3. 運用方法

(1) 放送方法

①操作卓（防災課）

②遠隔制御装置（加東ケーブルビジョン内・北はりま消防本部指令センター内）

*火災情報は消防本部の遠隔制御装置を介して消防本部指令センターから放送

③一般加入電話（各地区、幼・保・小・中学校等 *権限付与が必要）

(2) 放送単位

地区・自治会を基本単位として、小学校区、中学校区、全域への一括放送も可能

(3) 放送内容

防災情報、一般行政情報、地区や学校等からのお知らせ情報等

*禁止事項：営利目的、選挙・政治、宗教、個人情報に係る内容等

防災行政無線 戸別受信機設置のお知らせ

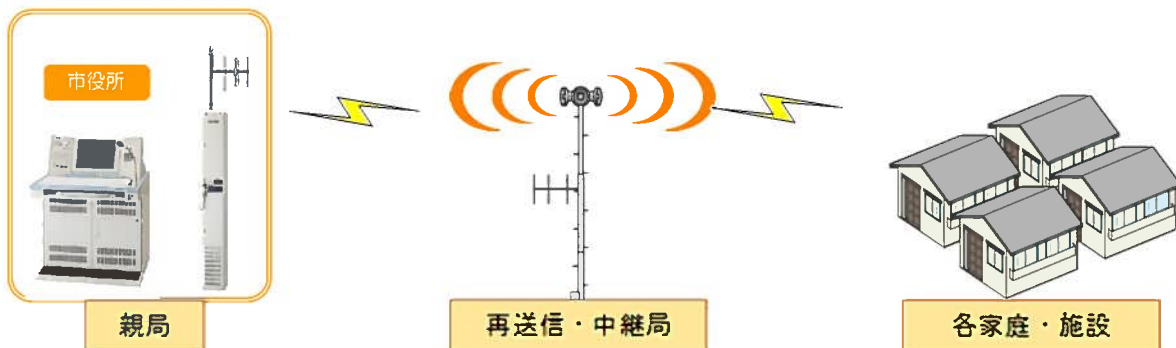
加東ケーブルビジョンは、平成29年3月末に市営のケーブルテレビ事業を終了し、同年4月から（株）ケイ・オプティコムの子会社であるイオ光サービスに移行します。

現在、加東ケーブルビジョンでご利用いただいている音声告知放送は、平成29年4月から市の防災行政無線サービスに移行します。

防災行政無線サービスは、市の安全安心施策の取組みの一環として、市の行政情報や防災情報をはじめ、学校、地区等からのお知らせを放送するものです。

市では、防災行政無線による放送をお聞きいただくための受信機を市内全家庭、公民館、消防器具庫等のほか、希望される事業所にも設置させていただきます。

防災行政無線のイメージ



受信機の設置対象

- ① 一般のご家庭（市内に居住されている全世帯/1世帯1台）
- ② 地区施設（公民館・消防器具庫）
- ③ 公共施設（保育園、幼稚園、学校等の教育施設を含む。）
- ④ 医療施設・福祉施設
- ⑤ 事業所・店舗等（設置を希望される場合のみ）

※いずれも加東市内に限ります。

※ケーブルテレビへ加入されていない世帯・施設へも設置させていただきます。



受信機

設置費用・通信料

設置費用や通信料、戸別受信機の使用料は必要ありません。

※受信機の電気代と予備電源用の乾電池の交換は使用者様でお願いします。

※故意・重大な過失によって受信機を破損・滅失された場合は賠償いただく場合があります。

放送開始時期

平成29年4月から加東市全域で放送を開始します。

※加東ケーブルビジョンの音声告知機・配線設備等は平成29年度以降に順次回収・撤去となります。

申込方法

本案内末尾にあります工事連絡票（送付用ハガキ）に必要事項をご記入の上、個人情報保護シールを貼り付けてポストへ投函してください。（切手は不要です。）

後日、設置業者（*1）から設置日程についてご連絡させていただきます。

※地区によって設置開始時期が異なります。お住まいの地区で設置が始まっていない場合や、申込が混み合っている場合はご連絡や設置までにお時間をいただく場合があります。

（この案内は、原則、設置を開始した地区の皆様へお届けしています。）

※ご記入いただいた個人情報は、受信機を設置するための日程等の連絡、設置の訪問及び受信機の管理等の目的にのみ使用し、加東市及び工事関係業者（*2）で共有させていただきます。

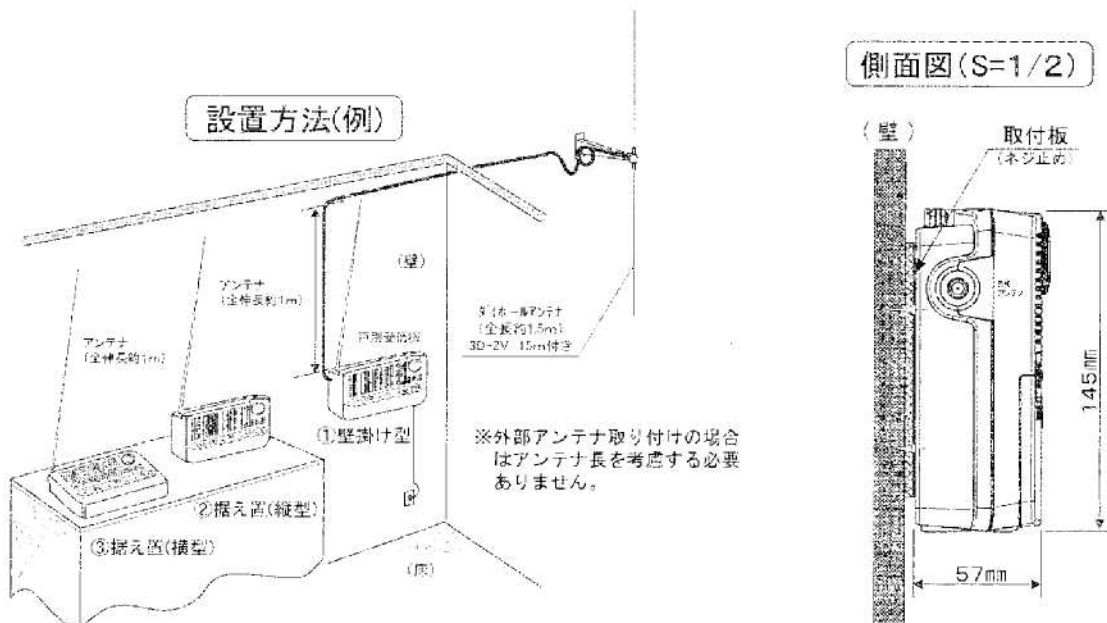
*1：加東市防災無線工事組合に加盟する市内の電気工事業者

*2：沖電気工業（株）、（株）エヌエイチケイアイテック、加東市防災無線工事組合に加盟する市内の電気工事業者

設置方法

設置業者があらかじめ連絡を入れた上でお宅を訪問します。作業員が室内に入らせていただき、受信状況を確認しながら適切な場所に受信機を設置させていただきます。受信状況によっては、外壁にアンテナ（約2m）を取り付け、エアコンの穴などから室内にコードを引き込む工事が必要な場合があります。

設置業者が受信機等預書と工事の確認書類をお持ちしますので、設置が完了したら記名・押印いただき、設置業者へお渡しください。



【機器の取り付け・管理に関する注意点】

- ・受信機の室内壁への取り付け、外部アンテナ（受信状況が悪い場合に必要）の屋外壁面等への取り付け（家屋壁面等に概ね1cm程度の穴を開けさせていただく場合があります。）については、確認しながら施工させていただきますので、ご希望位置等については設置業者にご相談ください。ただし、受信状況等によりご希望にそえない場合があります。
- ・借家の場合、原則として建物の加工はしませんが、受信状況によりどうしても加工が必要な場合がありますので、あらかじめ大家様又は管理会社様に加工が可能かどうか確認いただいた上でご承諾をお取り願います。
- ・戸別受信機には非常用乾電池が入っていますので、電池が切れた場合は購入し交換してください。

注意事項

○設置工事は指定業者が身分証（名札）を所持して、訪問します。**設置費用や受信機の使用料を請求することは一切ありません。**設置費用を請求された場合は、加東市防災課までご連絡をお願いします。

○受信機は市から貸与（無償）させていただくものです。次の場合は、加東市防災課までご連絡をお願いします。

- ・受信機が故障したり、受信機を失くしたりした場合
 - ・市内で転居する場合（設定変更が必要になります。）
 - ・市外へ転出する等、受信機が不要になった場合（返却をお願いします。）
- ※第三者への貸与や譲渡はしないでください。

※受信機は、加東市専用の機器ですので、他市町で使用することはできません。

身分証の見本

○設置工事のお問い合わせ先

加東市防災無線工事組合

〒673-0000 加東市〇〇■番地

電話：0795-〇〇-〇〇〇〇 平日〇時～〇時、土・日〇時～〇時

○その他のお問い合わせ先（*設置工事に関しては、上記まで直接お問い合わせください。）

加東市協働部防災課（市役所4階）

〒673-1493 加東市社50番地

電話：0795-43-0402・0403 平日8時30分～17時15分

個人情報保護シール

工事連絡票

| | | |
|---|---------------------------------------|--|
| | (ふりがな) | |
| 1 | 世帯主名または担当者名 | *一般家庭は世帯主名、施設(事業所)は担当者名をご記入ください。 |
| 2 | 施設者名 | *施設(事業所)の場合は施設名と責任者名をご記入ください。 |
| 3 | 電話番号 | *携帯電話等、連絡が取りやすい番号をご記入ください。 |
| 4 | 住所または所在地 | 加東市 |
| 5 | 地区・自治会名(行政区) | 例)社1区 |
| 6 | 持ち家・借家の区分(該当に○) | 持ち家 借家 *壁面加工が必要な場合に参考とさせていただきます。 |
| 7 | 備考欄(あらかじめ設置業者へお伝えしておきたいことがあればご記入下さい。) | |

※ 個人情報は、戸別受信機設置のため、市と工事関係業者で共有させていただきます。なお、個人情報は戸別受信機設置、機器の管理目的にのみ使用します。

〒673-1445

加東市大門 2 9 4 番地 3

加東市沖電気現場事務所
宛